

災害時における高齢福祉・介護保険 の現状と課題について

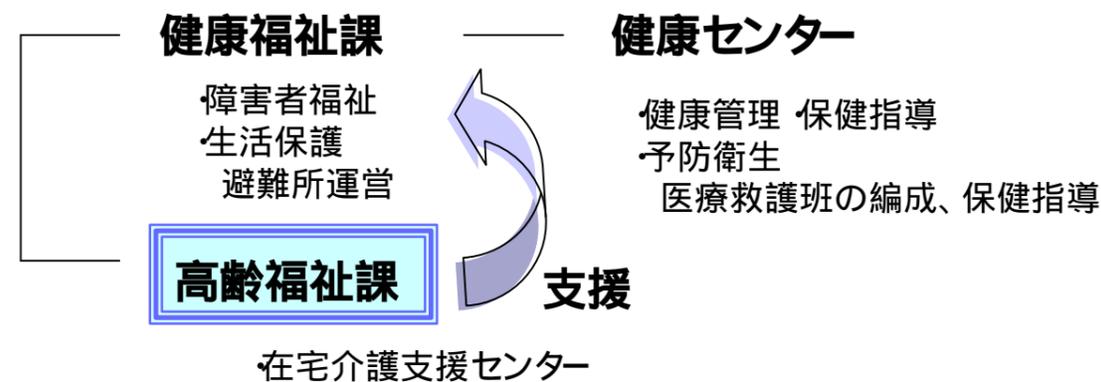
- ・新潟県中越地震における
小千谷市福祉部局の対応状況を踏まえつつ

災害時要援護者の避難対策に関する検討会 (第 3回)

平成 17年 12月 26日

1. 初動時における高齢福祉・介護保険の位置付け

小千谷市で高齢福祉・介護保険制度を所管する高齢福祉課は、当初、避難所対応を担当する健康福祉課を支援



高齢福祉課職員は、発災 3日間は避難所運営の支援とともに、災害対策本部から割り振られる業務、電話・窓口対応に追われ、高齢福祉・介護保険制度対応を実施することができなかった。

避難所での高齢者支援を求められるようになってから実質的な対応を開始

2. 災害時における高齢福祉・介護保険に関する主な対応業務

安否確認 継続的な声かけ

ケアマネが事業所、ヘルパー等と連携しつつ、担当利用者の安否・状況を確認。介護保険制度を利用していない者等の「抜け、漏れ、落ち」のフォロー。

継続的な声かけによる状況・ニーズの把握。

緊急入所

担当利用者の居住環境の変化等を踏まえ、ケアマネが判断。受入可能施設の把握 調整。

入所後は、早期に在宅へ戻れるようするための支援。

福祉避難所等

緊急入所するまでには至らないものの、一般の避難所での生活が困難な者については、福祉避難所等への避難を斡旋。

2. 災害時における高齢福祉・介護保険に関する主な対応業務

介護保険制度関係業務の継続

要介護認定審査会の開催（新規認定、要介護度の変更等）をはじめとする介護保険制度関係業務の継続。

全般的な方針決定と各種問い合わせ対応

高齢福祉・介護保険制度に関する全般的な方針決定。

ケアマネ、事業所等の介護保険制度関係者、高齢者等の要
援護者本人からの上記各種問合せ対応・情報提供。

風水害時は避難準備情報等の伝達が入ることとなる。

3.福祉避難所等の設置・活用に関する現状

- 厚労省、都道府県等から通知、研修を通じて福祉避難所等の設置・活用に関する各種取組がなされているものの、担当者間で十分に浸透していない。(県・市福祉部局担当者等)
- 発災当初は福祉避難所というものがよく分からなかった。災害救助法の適用が受けられることや申請手続き等が分かっていたら、緊急入所も減ったと思う。(新潟県中越地震・市福祉部局担当者)
- 福祉避難所の適用を受けるためにはどのような設備・措置が必要であるのかが不明確(県・市福祉部局担当者等)
- 災害時要援護者が自宅からの距離、施設の状況等を踏まえつつ自ら避難する場所を選択できる環境にない(障害者団体等)
- 旅館・ホテル等を避難所として活用することを通知・広報しているものの、あまり利用されていない。

4 今後の主な課題

- 市町村における災害時の高齢福祉 介護保険制度関係業務の明確な位置付けと体制確保
- 市町村による高齢福祉 介護保険制度の運用に関する全般的な方針決定や関係施設間での受入人員の調整等の迅速な実施
- 市町村高齢福祉等担当課とケアマネ、事業所等の介護保険制度関係者、民生委員、自主防災組織等の連携による、高齢者等のニーズに対するスムーズな対応
- 介護保険制度関係業務を継続していくための認定調査員等の確保
- 介護保険制度関係者の広域派遣 受入体制の確立 促進
- 緊急入所と福祉避難所等の理解促進
- 介護保険とボランティアの連携